

環境経営レポート

2022年度

期間 2022年3月～2023年2月



有限会社 細川樹脂



2023.7.28
変更

目次

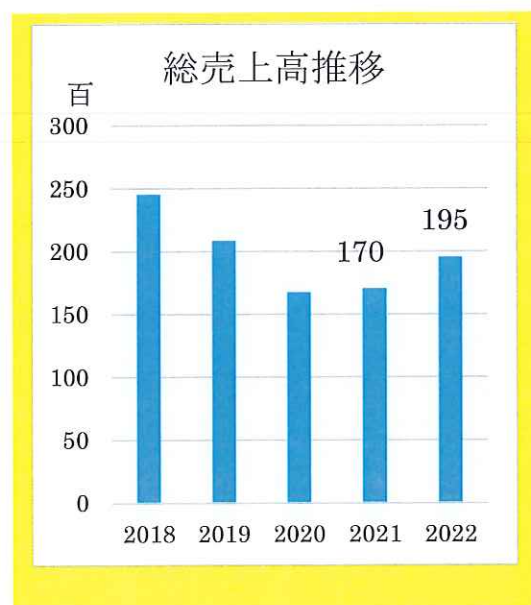
1. 組織の概要	Page 3
2. 対象範囲	Page 4
3. 環境経営方針	Page 4
4. 実施体制	Page 5
5. 環境経営目標と達成手段	Page 6
6. 環境経営の状況	Page 7
7. 環境関連法規等の遵守状況	Page 9
8. 代表者による全体の評価と見直し・指示の結果	Page 10

1.組織の概要

- (1) 事業者 有限会社 細川樹脂 <http://www.hosokawajushi.co.jp>
電話:044-433-3950 FAX:044-433-6211
- (2) 所在地 本社 〒211-0022 神奈川県川崎市中原区荻宿30-1
敷地面積 244.7m² 床面積 337.4m²
第2工場 〒211-0022 神奈川県川崎市中原区荻宿45-1 帝国通信工業構内5号棟
敷地面積 92.3m² 床面積 141.3m²
- (3) 代表取締役 細川 真澄
e-mail info@hosokawajushi.co.jp
- (4) 環境管理責任者 細川 真澄
- (5) 環境事務局 細川 春美、中川賢一
e-mail info@hosokawajushi.co.jp
- (6) 事業規模

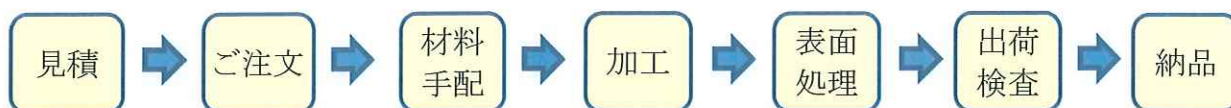
設立	1990年3月
資本金	1000万円
社員数	12名(2023年2月現在)
年間売上	195百万円(2022年度)

- (7) 事業内容
樹脂加工品の製造・販売、樹脂素材の販売
- (8) 総売上高推移



2. 対象範囲

- (1) サイト 有限会社 細川樹脂(本社、第2工場)
- (2) 対象 全社員
- (3) 事業活動 樹脂加工品の製造・販売、樹脂素材の販売



注文加工の流れ

- (4) 2012年8月31日エコアクション21認証登録、登録番号0008654

3. 環境経営方針

【基本理念】

当社は、プラスチック加工の事業活動を進めていく中で、環境保全が重要課題の一つとして認識し、豊かな社会の形成に貢献していくことを目指します。

【行動指針】

1. 事業活動に伴って発生する環境負荷の削減に努めます。
2. 環境経営システムを効果的に運用することにより、環境保全に努めるとともに経営における課題とチャンスをつまみ、継続的な改善を図ります。
3. 環境に関する法規制や地域との協定を順守します。
4. 環境経営の重点課題
 - (1) 品質確保と納期管理
 - (2) 工場、事務所内での省資源・省エネへの取り組み
 - (3) 生産プロセスに伴う廃棄物の削減とリサイクル活動
 - (4) 危険物、災害などの防止
 - (5) 5S 活動による業務効率化と社員のモラル向上
5. 重点課題を達成するために、環境経営目標を定め、自主的且つ積極的に活動を展開するとともに、定期的に環境経営方針の見直しを実施します。
6. 環境経営方針を全社員に周知するとともに、環境経営レポートを作成し、ホームページで社外に公表します。

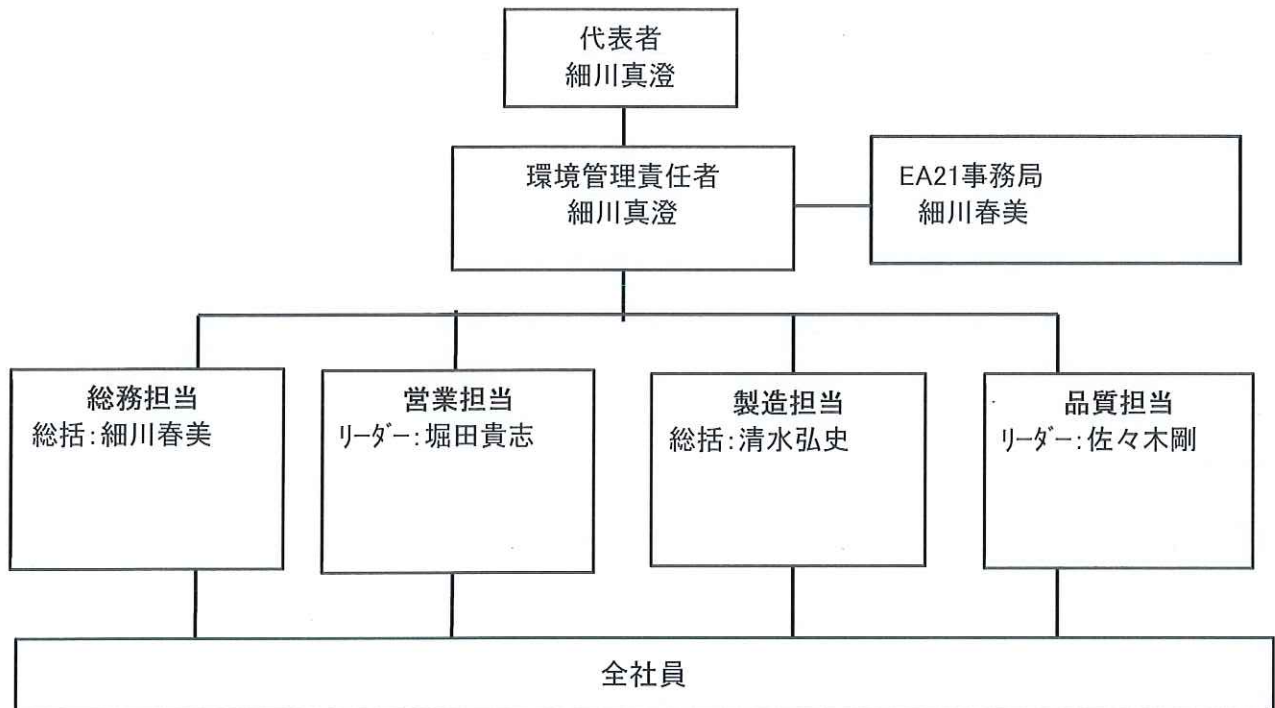
制定 2014年3月

改定 2017年3月15日

(有)細川樹脂

代表取締役 細川真澄

4. 実施体制 (2021年4月現在)



	各自の役割、責任及び権限
代表者	環境経営方針の制定 環境管理責任者の任命 経営における課題とチャンスの明確化 経営資源の準備 法規制順守、環境経営目標・環境経営計画の承認 実施体制の構築
環境管理責任者	環境経営システムの構築と維持 環境経営システムの実施状況の確認と評価 環境情報の把握(法規制の改正情報含む) 環境活動にかかる会議等の開催、活動の指示
EA21事務局	環境経営レポートの作成 環境負荷データの把握と報告
総務担当	省エネ、省資源、マニフェスト管理、5S
営業担当	環境経営目標、実施計画の遂行 顧客要求事項把握 ガソリン使用量削減
製造担当	環境経営目標、実施計画の遂行 産廃物仕訳・削減、端材管理
品質担当	環境経営目標、実施計画の遂行 有機溶剤管理、測定器管理、不適合品削減
全社員	環境方針及び取組の理解、実施 環境経営への積極的な参加

5 環境経営目標と達成手段

5.1環境経営目標の設定

目標管理を導入して、環境経営方針に掲げた重点課題の目標値を図表1に示します。

2020年10月に売上高を下方修正し、21年度も売上高を低水準のままとしたため、環境経営目標の売上高当たりの目標は、以前の目標より高い悪いとなるが、この目標で努力した。

図表1. 環境経営目標

目標管理項目				基準年	目標		
管理項目		評価特性	単位	2020年	2021年	2022年	2023年
品質確保	不良品流出防止	客先納入点検	客先指摘件数	9	≤10	≤10	≤10
	不具合品の減少	検査成績全体	不良率%	2.1	≤2.0	≤2.0	≤2.0
納期管理	納期遅れゼロ	納期遅れ	納期遅れ件数	0	0	0	0
二酸化炭素	消費電力の削減	電力使用量	kWh/百万円	466	≤781	≤820	820
炭素	ガソリン使用量の削減	ガソリン使用量	ℓ/百万円	8.6	≤14.9	≤14.9	≤14.9
	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量	kg-CO2	59,176	63,592	63,592	63,592
kg-CO2/百万円			264.3	≤379	≤379	≤379	
省資源	潤滑油購買量の削減	潤滑油購買量	ℓ/百万円	0.54	≤0.82	≤0.82	≤0.78
	コピー用紙購買量の削減	購入量	kg/百万円	0.43	≤0.56	≤0.56	≤0.53
	水資源の節約(従業員生活用)	水道使用量	維持				
	製品歩留まりの向上	購買重量比	製品化率%	49.7	51.7≤	51.7≤	51.7≤
廃棄物	廃プラスチックの削減	廃プラ排出量	kg/百万円	28.8	≤46.0	≤46.0	≤46.0
	一般廃棄物の削減	一廃排出量	kg/百万円	3.91	≤3.67	≤3.67	≤3.49
5S活動	3S向上活動	目視評価	—	◇	○	○	○
化学物質	化学物質の適正管理	チェックリスト	—	○	○	○	○

注1 品質確保と納期管理は、環境に優しいモノづくりの重点活動として推進中

注2 電力のCO2排出係数は、2022年度は0.441Kg-CO2/kWhを採用

注3 3S向上活動は業務効率化の基本に位置づけ、目標管理活動として、試行中。

注4 表中の○は、別に定める基準を満足していることを示す

5.2 環境経営計画

環境経営計画の取組内容を図表2に示します。

図表2. 環境経営計画

		環境経営計画	
区分	環境目標項目	今年度	次年度
品質確保	不良品流出防止	工程品質、及び最終検査の徹底	継続
	不具合品の減少	完成品検査の目標管理導入2018/4～	継続
納期管理	納期遅れゼロ活動	日常管理の徹底とサプライヤの有効活用	継続
二酸化炭素	消費電力の削減	デマンドコントロールによる電力の削減 夏27℃ 冬20～22℃に設定	継続
		エアコンフィルターの定期清掃	継続
		照明機器は、不要時には電源OFF	継続
		OA機器は、夜間・休日には電源OFF	継続
	ガソリン使用量の削減	アイドリングストップ	継続
		急加速・急停車の防止	継続
冷暖房の控え目使用		継続	
省資源	潤滑油購買量の削減	潤滑油購入量の適正化	発注量・期間ルール化
		潤滑油置場の適正化	継続
	コピー用紙購買量の削減	裏紙/両面焼きの励行	継続
		注文書/見積書の電子データの活用	継続
	水資源の節約	トイレ/手洗い所に節水マークの表示	継続
	製品歩留まりの向上	客先先行発注のための材料引当制度の導入	新規
		特定材料の残材の集中棚管理	新規
		不適合のランク付けによる見える化管理	新規
材料歩留りの目標管理		継続	
廃棄物	廃プラスチックの削減	端材の有効活用	継続
		加工ミス削減の目標管理	継続
	一般廃棄物の削減	事務用紙の削減	継続
		梱包用ダンボールの業者引取り	継続
5S活動	5S 向上活動	インフラ整備 倉庫新設:第二工場2階	削除
		整理棚設置:材料置場、治工具、検査機器、化学物質等	継続
		目標管理実績とフォロー	整理整頓チェック巡回
化学物質	化学物質の適正管理と無害化	定置棚による一元管理化と無害化推進	使用条件・保管量表示

6. 環境経営の状況

6.1 目標管理項目の達成度 図表3

- (1) 二酸化炭素排出量に関する電力使用量は目標未達。
 (2) 省資源に係るコピー用紙購入量は目標未達。

図表3. 目標管理の達成度

分類	目標管理項目		単位	2022年度		達成度
				目標	実績	
品質確保	不良品流出防止	客先納入点検	客先指摘件数	≤10	6	○
	不具合品の減少	検査成績、「全体」	不良率%	≤20	0.69	○
納期管理	納期遅れゼロ	納期遅れ	納期遅れ件数	0	0	○
二酸化炭素	消費電力の削減	電力使用量	kWh/百万円	≤781	728	○
	ガソリン使用量の削減	ガソリン使用量	L/百万円	≤14.9	14.47	○
	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量	kg-CO2	63,592	69,224	×
			kg-CO2/百万円	≤379	354.6	○
省資源	潤滑油購買量の削減	潤滑油購買量	L/百万円	≤0.82	0.61	○
	コピー用紙購買量の削減	購入量	kg/百万円	≤0.56	0.24	○
	水資源の節約	水道使用量	m ³ ・年	維持活動 (≤1.84)	1.98	—
	製品歩留まりの向上	購買重量比	製品化率%	51.7≤	52.3	○
廃棄物	廃プラスチックの削減	廃プラ排出量	kg/百万円	≤46.0	44.0	○
	一般廃棄物の削減	一廃排出量	kg/百万円	≤3.67	3.02	○
5S活動	3S向上活動	3段階評価	A評価点	○	○	○
化学物質	化学物質の適正管理	見える化管理	管理棚一元管理	○	○	○

達成度の判例 ○:目標クリア、▼:目標未達

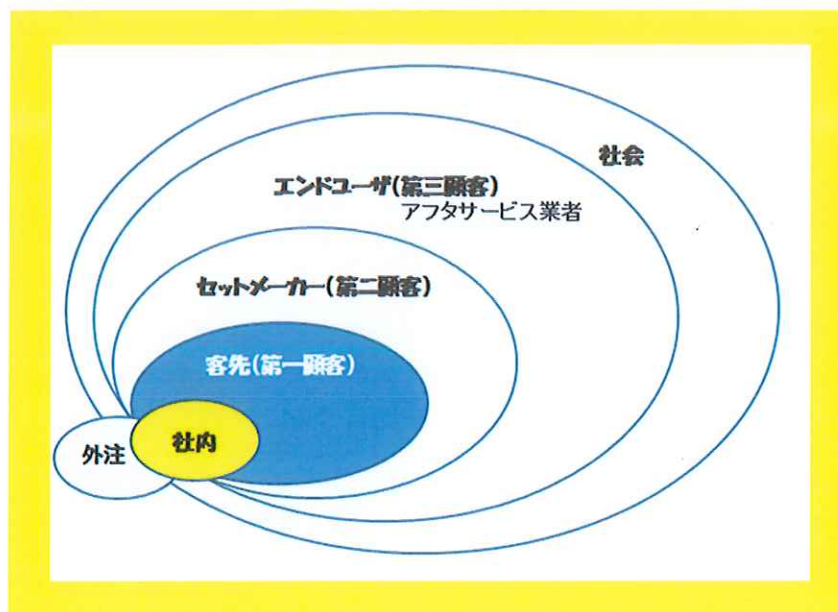
6.2 その他の環境経営

- (1) 教育/訓練 : 防災訓練、品質月間教育、当社の環境経営システム教育
 (2) 外部コミュニケーション
 ・外注業者とのメールでのコミュニケーションにより、コロナウイルスのリスク軽減。

6.3 今後の取組み

- (1)ES(社員満足)意識 ;働き方改革とやりがいの実現
作業環境の改善、労働時間短縮等の働き方改革を実践します。
社員の主体的活動による品質確保と業務効率化を推進します。
- (2)CS(顧客満足)意識 :お客様のひろがり(図表4)を意識したものづくり
SDGs(持続可能な開発目標)を活用して意識改革を図ります。
品質確保と納期管理を最重点課題にして継続的改善活動を推進します。

図表4 お客様のひろがり



7. 環境関連法規等の遵守状況

- (1) 環境関連法規等の遵守状況「主要コンプライアンス」 図表5 (詳細版は、26007添付)
- (2) 環境関連法規への違反、訴訟等の有無
環境関連法規に対しての違反はありません。
また、関係当局及び利害関係者からの訴訟・指導・苦情等は、まったくありません。

図表5 コンプライアンス2022

適用法規	届出(施設)	内容	遵守状況
1. 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 H20改正; 第12条3の6項追加	工場より排出される産業廃棄物のマニフェスト	1年間のマニフェストを毎年6月末に川崎市へ提出	○
2. 騒音・振動規制法 H17改正 川崎市公害防止等生活環境保全条例	機械設備及び空気圧縮機からの騒音(届出対象設備7.5、11kw 圧縮機)	特定施設届出	○
		敷地境界線基準値(70dBA)の遵守	○
3. 労働安全衛生法 同規則; 151条、593条	なし	保護具着用; グラインダは保護メガネ	○
		重量荷物運搬は手袋着用	○
4. 川崎市火災予防条例	指定可燃物貯蔵施設	少量危険物貯蔵の取扱い 指定数量の1/5; 当社はない	○
5. フロン排出抑制法 R02-4改正	オゾン層破壊防止 エアコン簡易点検表	3か月に1回エアコンの簡易点検を実施(対象12機種)	○

8. 代表者による全体の評価と見直し・指示の結果

代表者	細川 真澄	
報告者	細川 春美	
インプット情報	情報内容・資料等	経営者コメント
1. 当社に係わる環境法規制、及びその他の要求事項厳守	環境関連法規制について一覧表にまとめて確認	最新版の状態を維持
2. 環境目標の達成状況	二酸化炭素総排出量のみ目標達成ができていない。その他は全て達成。	売上増加に対応して使用電力量が増加しているが、累計売上費では目標達成しており、このまま継続目標とする。
3. 環境活動計画の実施状況と評価	EA21に対する意識が向上している	材料入手困難な中、受注誘導のため在庫を増やす必要があり、置き場の整理を行い、残材棚を新設し、活用促進した。
4. 問題点の訂正および予防処置	電力使用量は受注増に伴い増加している。	昼休みの消灯を含め、不要な電力削減に努め、ピークカットを起こさないように問題があればすぐに報告してもらう
5. 外部からの苦情・要望等の有無及び訴訟の有無	無し	早期発見と報告を行う事
6. 緊急事態の対応	問題なし	予防態勢を確認しておく
7. 変化している周囲の環境状況	コロナ禍において予防と対策	日常行動を含めて健康管理に留意継続
8. その他、特記事項	22年8月の本審査受審後基準年がコロナ前の2017年で、コロナ禍の受注売上や材料高騰などの状況変化で目標見直しが必要と社長が判断し、基準年を2020年に変更した	基準年の変更により活動もコロナ禍の運用となり、評価が妥当なものになった
経営者の総合コメント		<ul style="list-style-type: none"> ① 環境方針を継続、維持していく事 ② 残材の整理を行い、在庫材料を探しやすくし、作業効率向上を図った。 ③ 生産効率と働き方改革でよりやりがいのある職場をめざす ④ これからも EA21 を軸に会社を発展させていく
変更の必要性可否判断	・環境経営方針	変更なし、継続する
	・環境経営目標及び環境経営計画	〃
	・実施体制	〃
	・環境経営システム・その他	第二工場は、地主から1年以内の移転を求められ、工場の移転先確保が課題となっている。